社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会

職員候補者採用試験募集要項

１．趣　旨

本要項は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員候補者採用試験実施にあたり必要な事項を定める。

２．募集職種・採用予定人数

（１）募 集 職 種：児童発達支援事業所「愛育園」職員

（２）採用予定人数：１名

３．受験資格

（１）昭和５８年４月２日以降に出生した者

（２）学校教育法に基づく大学、短期大学を卒業した者、若しくは専門学校を卒業した者

（３）令和４年７月２２日現在で、児童発達支援管理責任者資格を有する者

（４）普通自動車運転免許取得者（ＡＴ限定可）

（５）次のいずれにも該当しない者

ア．日本国籍を有しない者

イ．禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ．成年被後見人又は被保佐人

エ．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

４．試験日時及び試験内容

試験は、面接及び事前提出による小論文とする。

試験９：30 開始の５分前までには着席すること。

（１）日程・試験会場

	日　　時		試験会場
採 用 試 験	試 験 日	令和４年７月３１日（日）	宜野湾市 社会福祉センター
	受　　付	９：００～　９：２０	
	面　　接	９：３０～１２：００	
	小 論 文	事前提出されたものを審査	

※台風・大雨の状況により延期した場合は、令和４年８月７日（日）に実施いたします。

※受験申込者の状況によっては、面接時間が午後になる場合もあります。

５．申し込み方法及びその他の事項

（１）申し込み方法

次のア～クの書類を本会宛てに郵送もしくは持参するものとする。

なお、郵送で申し込みする場合は、必ず書留にして封筒の表に「職員候補者採用試験申込書在中」と記載すること。

ア．宜野湾市社会福祉協議会 職員候補者採用試験受験申込書（指定様式）

イ．職務経歴書（指定様式）

ウ．履歴書（３ヶ月以内の顔写真を貼り付け）※自筆記入

エ．自動車運転免許証

オ. 基礎研修（相談支援従事者初任者研修、児童発達支援管理責任者基礎研修）、実践研修（児童発達支援事業管理責任者実践研修）修了証書の写し、５年を経過している場合は更新研修の修了証書の写し

カ．卒業証明書又は卒業証書の写し（最終学歴）

キ．返信用封筒（長形４号）１枚

※返信用封筒は書留と記し、４０４円切手を貼り付け、送付先（受験者）の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

※車いす等配慮の必要な方は、受験申込の際に必ず申し出ること。

ク．小論文

テーマ「療育の役割とその意義について」

※８００字以上１０００字以内、自筆により記入

（市販の４００字詰め原稿用紙を使用）

（２）申込先「宜野湾市社会福祉協議会　総務・相談支援係」

住　所：〒901-2205　宜野湾市赤道２－７－１

（宜野湾市社会福祉センター内）

電　話：０９８－（８９２）－６５２５

※受付後は、電話連絡にて確認を行う。

（３）受付期間

令和４年７月５日（火）～７月２２日（金）必着

事務所受付（土・日、祝祭日を除く９：００～１７：００）

郵送については、７月２２日必着とする。

（４）面接時間のお知らせ

募集申込み書類を受領後、事務局より電話にて確認の連絡を行います。尚、７月２５日までに連絡が無い方は事務局までご連絡下さい。

（５）合格決定後提出書類

ア．健康診断書（６ヶ月以内有効）

イ．身分証明書（本籍地で発行）

ウ．その他本会が指定するもの

６．合格発表

（１）採用試験の結果は、令和４年８月２日（火）１７：００までに宜野湾市社会福祉協議会ホームページに受験番号を掲出する。また、全受験者へ合否を郵送する。

（２）合否の結果については、いずれの場合にも電話の問い合わせ等には応じない。

７．採 用 日

（１）採用予定日は令和４年９月１日とする。

（２）給与は、本会給与規程により支給する。
前歴については、内容に応じ加算するものとする。

（３）採用の日から６箇月間を試用期間とする。

８．採用候補者名簿の登載、採用の経路及び給与

（１）最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、有効期間は、原則として名簿掲載の日から１年間とする。

（２）受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがある。

（３）採用時における給料はおおむね次のとおりとなる。

（初任給例）

短大卒実務経験　５年　１９８，４００円程度

大 卒 実 務 経 験　５年　２０３，７００円程度

※期末・勤勉手当（昨年度実績）年２回　４．４５月／年

※このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が条件に応じて支給される。なお、職歴等がある場合、内容により給料の加算調整が行われる。

９．募集方法

新聞紙面、本会ホームページ等において広報する。

附　則　　この要項は令和４年７月１日より施行する。